三枚網漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格
いそうお三枚網	【点の位置】 基点甲　土佐清水市久百々・大岐界共同漁業権境界基点 基点乙　土佐清水市以布利・窪津界青木谷共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位85度０分の線及び基点乙から磁針方位50度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合以布利支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,055号の漁場区域）	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　土佐清水市中浜・清水界（みず落ち）共同漁業権境界基点 基点乙　土佐清水市清水・越界（すべり碆）共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位200度０分の線及び基点乙から磁針方位257度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合清水統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,061号の漁場区域）。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	【点の位置】 基点甲　土佐清水市清水・越界（すべり碆）共同漁業権境界基点 基点乙　土佐清水市越・養老界（ツヅラ谷）共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位257度０分の線及び基点乙から磁針方位180度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合清水統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,062号の漁場区域）。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　幡多郡大月町一切・柏島界もと碆共同漁業権境界基点 基点乙　幡多郡大月町柏島・一切界長持碆共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位124度０分の線及び基点乙から磁針方位284度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間並びに柏島、幸島、ビロー島、むろ碆及び赤碆の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合柏島支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,077号の漁場区域）。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　幡多郡大月町周防形大碆共同漁業権境界基点 基点乙　幡多郡大月町古満目・平山界平碆共同漁業権境界基点 基点丙　幡多郡大月町平山・一切界共同漁業権境界基点	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	基点丁　幡多郡大月町一切・柏島界もと碆共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位150度０分の線及び基点乙から磁針方位163度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域（区画漁業権の漁場区域を除く。）（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合古満目支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,074号の漁場区域）並びに基点丙から磁針方位162度０分の線及び基点丁から磁針方位124度０分の線により区切られた海域中基点丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合古満目支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,076号の漁場区域）				
	【点の位置】 基点甲　幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号 基点乙　幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176号 【区域】 基点甲から磁針方位298度０分の線及び基点乙から磁針方位311度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合泊浦支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,081号の漁場区域）。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　幡多郡大月町・宿毛市界共同漁業権境界基点 基点乙　宿毛市小筑紫町・宿毛界共同漁業権境界基点	周年	許可証に記載されている推進機関	許可証に記載されている船舶の総	漁業権者の同意のある者

	【区域】 基点甲から磁針方位321度０分の線及び基点乙から磁針方位232度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合小筑紫支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,084号の漁場区域）。		の馬力数	トン数	
	【点の位置】 基点甲　幡多郡大月町安満地・橘浦界かねのつる岬共同漁業権境界基点 基点乙　幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号 【区域】 基点甲から磁針方位279度０分の線及び基点乙から磁針方位298度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（橘浦漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,080号の漁場区域）。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　宿毛市宇須々木久万端共同漁業権境界基点 基点乙　高知県・愛媛県界傍士碆共同漁業権境界基点 基点丙　宿毛市大藤島頂上 基点丁　宿毛市桐島東南端区画基点 基点戊　宿毛市桐島前浜北区画基点 基点己　宿毛市藻津えびす鼻防波堤突端	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	点ア　基点乙から真方位201度56分の線と基点丙から宿毛市沖の島町鵜来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線との交点 【区域】 基点甲から磁針方位182度10分の線、基点乙点アを結ぶ直線及び点アから宿毛市沖の島町鵜来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域並びに桐島及び大藤島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、基点甲丁及び基点戊己を結ぶ２直線並びに基点丁戊間及び基点己甲間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域並びに区画漁業権の漁場区域を除く（藻津漁業協同組合が有する第二種共同漁業権のうち共第2,086号の漁場区域）。				
	【点の位置】 基点甲　土佐清水市越・養老界（ツヅラ谷）共同漁業権境界基点 基点乙　土佐清水市松崎・益野界（投上石）共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位180度０分の線及び基点乙から磁針方位190度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合清水統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,063号の漁場区域）。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

いそうお、いせえび三枚網	【点の位置】 基点甲　室戸市室戸岬町椎名・三津共同漁業権境界基点 基点乙　室戸市室戸岬町三津コデの碆 基点丙　室戸市室戸岬町ウノ碆 基点丁　室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号 【区域】 基点甲から磁針方位95度０分の線及び基点乙から磁針方位95度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、定第1,009号及び共第2,525号の漁場区域を除く。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　室戸市室戸岬町椎名・三津共同漁業権境界基点 基点乙　室戸市室戸岬町三津コデの碆 基点丙　室戸市室戸岬町ウノ碆 基点丁　室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号 【区域】 基点乙から磁針方位95度０分の線及び基点丙から磁針方位106度０分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、共第2,526号の漁場区域を除く。	５月１日から９月15日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　室戸市室戸岬町椎名・三津共同漁業権境界基点 基点乙　室戸市室戸岬町三津コデの碆 基点丙　室戸市室戸岬町ウノ碆	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	基点丁　室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号 【区域】 基点丙から磁針方位106度０分の線及び基点丁から磁針方位106度０分の線により区切られた海域中基点丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域。ただし、定第1,010号及び共第2,527号の漁場区域を除く。				
	【点の位置】 基点甲　室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号 基点乙　室戸市室戸岬町高岡上子碆共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位106度の線及び基点乙から磁針方位132度の線により区切られた海域中最大高潮時の水深２メートルから21メートルまでの区域	９月16日から翌年３月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号 基点乙　室戸市室戸岬町高岡上子碆共同漁業権境界基点 【区域】 定第1,012号（高岡２号）の定置網の垣網の延長線及び基点乙から磁針方位132度の線により区切られた海域中最大高潮時の水深２メートルから45メートルまでの区域。ただし、定第1,012号及び共第3,513号の漁場区域を除く。	４月１日から９月15日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	【点の位置】 基点甲　室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号 基点乙　室戸市室戸岬町高岡上子碆共同漁業権境界基点 【区域】 室戸市室戸岬町湯ヶ鼻から同市室戸岬町沖通称鵜の糞碆を見通した線及び基点乙から磁針方位132度０分の線により区切られた海域中最大高潮時の水深26メートル以浅の区域	１月１日から４月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第70号 基点乙　室戸市室戸岬町高岡上子碆共同漁業権境界基点 【区域】 室戸市室戸岬町湯ヶ鼻から同市室戸岬町沖通称鵜の糞碆を見通した線及び基点乙から磁針方位132度０分の線により区切られた海域中白碆より沖合を除く区域	11月１日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,008号の漁場区域のうち最大高潮時の水深26メートル以浅の区域	10月１日から翌年４月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,008号の漁場区域のうち室戸市室戸岬町石の碆から磁針方位226度０分の線及び同市室戸岬町水尻・摺鉢岩共同漁業権境界基点から磁針方位231度０分の線により区切られた海域中最大高潮時の水深26メートル以浅の区域	５月１日から６月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所及び同漁業協同組合高岡支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,007号の漁場区域のうち室戸市室戸岬町高岡・上子碆共同漁業権境界基点から能無しを見通した線及び室戸市室戸岬町横ざこ共同漁業権境界基点から磁針方位226度０分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合830メートルの線（白碆線）に至る海域のうち最大高潮時の水深26メートル以浅の区域	11月１日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合室戸岬支所及び同漁業協同組合高岡支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,007号の漁場区域のうち室戸市室戸岬町高岡・上子碆共同漁業権境界基点から能無しを見通した線及び同市室戸岬町横ざこ共同漁業権境界基点から磁針方位226度０分の線により区切られた海域中最大高潮時の水深26メートル以浅の区域	１月１日から４月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合芸東統括室戸支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,010号の漁場区域	10月１日から翌年５月31日まで	定めなし	定めなし	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　安芸郡・香南市界納屋谷県漁場基点 基点乙　香南市夜須町手結・香我美町岸本界共同漁業権境界基点 基点丙　香南市夜須町手結崎灯台 基点丁　香南市夜須町手結崎浦戸碆県漁場基点 点ア　基点丁から基点乙を見通した線から右に58度36分の線上基点	10月１日から翌年６月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	丁から 507 メートルの点 点イ　基点丁から基点乙を見通した線から右に 50 度 57 分の線上基点丁から 448 メートルの点 点ウ　基点丁から基点乙を見通した線から右に 13 度５分の線上基点丁から 678 メートルの点 点エ　基点丁から基点乙を見通した線から右に９度 47 分の線上基点丁から 811 メートルの点 点オ　基点丁から基点乙を見通した線から右に８度 49 分の線上基点丁から 898 メートルの点 点カ　基点乙から基点丁を見通した線から左に 28 度 36 分の線上基点乙から 1,066 メートルの点 点キ　基点乙から基点丁を見通した線から左に 16 度 21 分の線上基点乙から 581 メートルの点 点ク　基点乙から基点丁を見通した線から左に 51 度 38 分の線上基点乙から 487 メートルの点 点ケ　基点丙から真方位 352 度 29 分の線上基点丙から 551 メートルの点 【区域】 基点甲から磁針方位 180 度０分の線及び基点乙から磁針方位 202 度 30 分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合 1,700 メートルの線に至る区域。ただし、点アイを結ぶ直線、点イウを結ぶ曲線（点ケを中心とする半径 275 メートルの円弧）、点ウエ、点エオ、点オカ、点カキ及び点キクを結ぶ５直線並びに点クア間の最大				

	高潮時の海岸線により囲まれた区域を除く。				
	【点の位置】 基点甲　高岡郡中土佐町大津崎共同漁業権境界基点 基点乙　高岡郡中土佐町矢田部崎県漁場基点第97号 【区域】 基点甲から磁針方位118度０分の線及び基点乙から磁針方位105度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域及び矢田部小島の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合上ノ加江支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,040号の漁場区域）。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　高岡郡中土佐町矢田部崎県漁場基点第97号 基点乙　高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標 【区域】 基点甲から磁針方位105度０分の線及び基点乙から磁針方位110度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合矢井賀支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,041号の漁場区域）	９月16日から翌年４月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　高岡郡中土佐町・四万十町界中崎三角標 基点乙　高岡郡四万十町冠崎県漁場基点第101号	９月16日から翌年４月30日	許可証に記載されている推進機関	許可証に記載されている船舶の総	漁業権者の同意のある者

	【区域】 基点甲から磁針方位110度０分の線及び基点乙から磁針方位110度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合志和支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,042号の漁場区域）	まで	の馬力数	トン数	
	【点の位置】 基点甲　高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点 基点乙　幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位120度０分の線及び基点乙から磁針方位165度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合佐賀統括支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,044号の漁場区域）。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　幡多郡黒潮町横浜・白浜界共同漁業権境界基点 基点乙　幡多郡黒潮町有井川権現崎共同漁業権境界基点 基点丙　幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベットコ碆共同漁業権境界基点 【区域】 (ア)基点甲から磁針方位165度０分の線及び基点乙から磁針方位166度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合伊田支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,045号の漁場区域）。 （イ）基点乙から磁針方位166度０分の線及び基点丙から磁針方位166度０分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合伊田支所及び同漁業協同組合上川口支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,046号の漁場区域）。				
	【点の位置】 基点甲　幡多郡黒潮町有井川権現崎共同漁業権境界基点 基点乙　幡多郡黒潮町有井川・上川口界ベットコ碆共同漁業権境界基点 基点丙　幡多郡黒潮町新磯高碆（舟戸碆から磁針方位248度０分963.5メートル）から磁針方位240度０分600メートルの点 【区域】 （ア）基点甲から磁針方位166度０分の線及び基点乙から磁針方位166度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合伊田支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,046号の漁場区域）。 （イ）基点乙から磁針方位166度０分の線及び基点丙から磁針方位140	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	度０分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合上川口支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,047号の漁場区域）。				
	【点の位置】 基点甲　幡多郡黒潮町入野・田野浦界（カキセ川）共同漁業権境界基点 基点乙　幡多郡黒潮町・四万十市界（ゴマジリ川右岸）共同漁業権境界基点 基点丙　四万十市双海・平野界帖付碆共同漁業権境界基点 【区域】 (ア)基点甲から磁針方位110度０分の線及び基点乙から磁針方位105度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合田野浦支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,049号の漁場区域）。 (イ)基点乙から磁針方位105度０分の線及び基点丙から磁針方位105度０分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域を除く（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合田野浦支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,050号の漁場区	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	域)。				
	土佐清水市以布利・窪津界（青木谷）共同漁業権境界基点から磁針方位50度０分の線及び同市津呂・伊佐界（音無川）共同漁業権境界基点から磁針方位96度０分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルに至る海域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合窪津支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,056号の漁場区域）	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点 基点乙　安芸市赤野赤野川川尻左岸赤岩共同漁業権境界基点 基点丙　安芸郡芸西村長谷寄穴谿県漁場基点第 42 号 基点丁　安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位 186 度０分の線及び基点乙から磁針方位 186 度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合 1,000 メートルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合芸西支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第 2,025 号の漁場区域）並びに基点丙から磁針方位 185 度０分の線及び基点丁から磁針方位 185 度０分の線により区切られた海域中基点丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合 1,000 メートルの線に至る区域（高知県漁業協	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権者の同意のある者

	同組合が有し、同漁業協同組合芸西支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第2,026号の漁場区域)				
	[基点] 基点甲　穴内大平県漁業基点 基点乙　穴内新城の鼻突端の岩 基点丙　穴内八流共同漁業権境界基点 [区域] 基点甲から磁針方位190度0分の線及び基点乙から磁針方位190度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。基点乙から磁針方位190度0分の線及び基点丙から186度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合800メートルの線に至る区域。ただし、共第2,023号の漁場区域を除く。	9月16日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	漁業権者の同意のある者
	[基点] 基点甲　安芸市西浜安芸港東側防波堤漁業基点 基点乙　穴内新城の鼻突端の岩 基点丙　穴内八丁の下県漁業基点 [区域] 基点甲から磁針方位195度0分の線及び基点乙から磁針方 位190度0分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大 高潮時の海岸線から沖合600メートルの線に至る区域。基 点乙から磁針方位190度0分の線及び基点丙から磁針方位 190度0分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高 潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域。ただ	9月16日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	漁業権者の同意のある者

	し、共第2,022号及び共第2,023号の漁場区域を除く。				
くるまえび三枚網	須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点と須崎市浦の内中崎共同漁業権境界基点とを結ぶ直線以西の浦ノ内湾の海域(区画漁業権の漁場区域を除く。)。ただし、区画漁業権の漁場区域にあっては、漁業権者の同意のある場合は、当該同意の範囲内とする。	４月１日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
たい三枚網	【点の位置】 基点甲　以布利港沖防波堤北灯台 基点乙　窪津崎灯台 点ア　基点甲から磁針方位71度０分の線と基点乙から磁針方位16度０分の線との交点 【区域】 土佐清水市以布利・窪津界（青木谷）共同漁業権境界基点から磁針方位50度０分の線及び同市津呂・伊佐界（音無川）共同漁業権境界点から磁針方位96度０分の線により区切られた海域中距岸1,000メートル以上4,000メートル以内の区域。ただし、点アから磁針方位82度０分の線以北の区域を除く。	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
底魚その他三枚網	【点の位置】 基点甲　安芸市伊尾木砥石谷尻左岸共同漁業権境界基点 基点乙　旧伊尾木村・川北村界共同漁業権境界基点 基点丙　安芸市川北千如島共同漁業権境界基点 【区域】 基点甲から磁針方位222度０分の線及び基点丙から磁針方位204度０	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	分の線により区切られた海域中基点甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 （ア）区画漁業権の漁場区域 （イ）基点甲から磁針方位222度０分の線及び基点乙から磁針方位209度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域				
	【点の位置】 基点甲　安芸市川北千如島共同漁業権境界基点 基点乙　安芸市西浜安芸漁港西内港防波堤の突端 基点丙　安芸市穴内新城の鼻突端の岩 【区域】 基点甲から磁針方位204度０分の線及び基点丙から磁針方位190度０分の線により区切られた海域中基点甲丙間の最大高潮時の海岸線から沖合500メートルの線に至る区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 （ア）　区画漁業権の漁場区域 （イ）　第二種共同漁業権の漁場区域 （ウ）　基点乙から磁針方位195度０分の線及び基点丙から磁針方位190度０分の線により区切られた海域中基点乙丙間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点甲　安芸市穴内新城の鼻突端の岩 基点乙　安芸市穴内八流共同漁業権境界基点 【区域】	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同

	基点甲から磁針方位190度０分の線及び基点乙から磁針方位186度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域。ただし、区画漁業権の漁場区域及び第二種共同漁業権の漁場区域を除く。				意のある者
	【点の位置】 基点甲　安芸市赤野赤野川川尻左岸赤岩共同漁業権境界基点 基点乙　安芸郡芸西村長谷寄穴谿県漁場基点第42号 【区域】 基点甲から磁針方位186度０分の線と基点乙から磁針方位185度０分の線により区切られた海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者